

産業活性化条例による法人事業税の課税免除申告書

年 月 日

課税免除を受ける事業年度 年 月 日から

年 月 日まで

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

1 計算の基礎となる従業者数の増加割合

従業者数の増加割合 (付表の3に記載した割合)	_____
----------------------------	-------

2 計算の基礎となる除外割合

除外割合 (付表の4に記載した割合)	_____
-----------------------	-------

3 課税免除額の計算

区 分		本県分の課税標準額の総額	課税免除対象額 × × ( 1 - )	過疎県税免除額	この条例による 課税免除額	差し引き事業税 が課される額 - ( 又は のいずれか大きい額 )	
		円	円	円	円	円	
付 加 価 値 額 ・ 資 本 金 等 の 額 ・ 所 得	付加価値額	000	000	-	000	000	
	資本金等の額	000	000	-	000	000	
	所 得	年400万円以下の金額	000	000	000	000	000
		年400万円を超え年800万円以下の金額	000	000	000	000	000
		年800万円を超える金額 又は 軽減税率不適用法人の金額	000	000	000	000	000
		小計	000	000	000	000	000
		合計	000	000	000	000	000
収入金額		000	000	000	000	000	

4 過疎県税条例の適用の可否

可 ( 過疎地域・導入地区・立地地域 )
否

## 備考

- 1 「課税免除対象額」の欄は、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額を記載すること。
- 2 「過疎県税免除額」の欄は、過疎県税条例第2条第1項又は第2条の2第1項の規定の適用を受けることができる場合に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を記載すること。
  - (1) 過疎県税条例第2条第1項の適用を受けることができる法人  
茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（以下「過疎県税規則」という。）様式第1号付表中の「課税免除を受ける額」の欄に記載した額
  - (2) 過疎県税条例第2条の2第1項の適用を受けることができる法人（前号に掲げる法人を除く。）  
過疎県税規則様式第2号付表中の「不均一課税を受ける額」の欄に記載した額
- 3 課税免除対象額の「合計」の欄の金額が過疎県税免除額の「合計」の欄の金額を超えない場合には、課税免除対象額の「付加価値額」の欄、「資本金等の額」の欄、「所得」の欄及び「合計」の欄並びにこの条例による課税免除額の「付加価値額」の欄、「資本金等の額」の欄、「所得」の欄及び「合計」の欄は、零を記載すること。
- 4 課税免除対象額の「合計」の欄の金額が過疎県税免除額の「合計」の欄の金額を超え、過疎県税免除額の「小計」の欄の金額が課税免除対象額の「小計」の欄の金額を超える場合には、次の各号に掲げる欄は、当該各号に定める額を記載すること。
  - (1) 課税免除対象額の「所得」の欄 零
  - (2) この条例による課税免除額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄 課税免除対象額の「合計」の欄の金額(1)により零となる前の金額を合計した額とする。)から過疎県税免除額の「合計」の欄の金額を引いた金額に、課税免除対象額の「付加価値額」の欄の金額と「資本金等の額」の欄の金額の合計額に対する課税免除対象額の「付加価値額」の欄の金額の割合と「資本金等の額」の欄の金額の割合をそれぞれ乗じて得た額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、この条例による課税免除額の「付加価値額」の欄の金額に1,000円を加えた額を記載すること。）
  - (3) 差し引き事業税が課される額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄 本県分の課税標準額の総額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄の金額から、この条例による課税免除額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄の金額をそれぞれ引いた額

様式第1号付表

増加従業者数，従業者数の増加割合及び除外割合に係る計算書

1 県内の事務所又は事業所の従業者数

(1) 事務所又は事業所の新設又は増設をした事業年度の前事業年度（年 月 日から 年 月 日まで）中の従業者数

ア 事業年度の末日の従業者数

イ 各月の末日の従業者数

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計 a	a / 月数
従業者数															A

(2) 事務所又は事業所の新設又は増設をした事業年度（年 月 日から 年 月 日まで）中の従業者数

ア 事業年度の末日の従業者数

イ 各月の末日の従業者数

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計 b	b / 月数
従業者数															B

(3) 課税免除を受ける事業年度（年 月 日から 年 月 日まで）中の従業者数

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計 c	c / 月数
従業者数															C

注 各月末の従業者数を記載すること。

(4) 課税免除を受ける事業年度中の適用除外事業の用に供する事務所又は事業所及び適用除外事務所の従業者数

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計 d	d / 月数
従業者数															D

注 各月末の従業者数を記載すること。

注 (1)，(2)及び(3)には，それぞれ適用除外事業の用に供する事務所又は事業所及び適用除外事務所の従業者を除いた従業者数を記載すること。

注 「月数」は，各事業年度の月数をいうものであること。

2 増加従業者数

注 - 及びB - Aのうちいずれか多い方の数を記載すること。

注 「増加従業者数」が5人に満たない場合は，事務所又は事業所の新設又は増設が条例第2条第3項に該当するものであることを証する書類を提出すること。

3 従業者数の増加割合

$$\frac{C - A}{C} = \frac{\quad}{\quad}$$

4 除外割合

$$\frac{D}{C + D} = \frac{\quad}{\quad}$$